

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年（2026年）3月18日

熊本県監査委員	小原雅之
同	竹中潮
同	松村秀逸
同	吉田孝平

1 実施方法

令和7年（2025年）10月10日から令和8年（2026年）1月29日までの間に実地監査を実施

2 監査対象団体 30団体

補助金等交付団体	学校法人東海大学、学校法人泉心学園 学校法人九州ルーテル学院、学校法人文徳学園 学校法人白百合学園、学校法人八商学園 学校法人玉名学園、日本赤十字社 熊本商工会議所、公益財団法人熊本県スポーツ協会 一般社団法人熊本市医師会
出資団体	公益財団法人熊本県立劇場、天草エアライン株式会社 一般財団法人熊本さわやか長寿財団 一般財団法人熊本テルサ、熊本県道路公社 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター 肥薩おれんじ鉄道株式会社 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団 公益財団法人熊本県農業公社、公益社団法人熊本県林業公社 公益財団法人くまもと里海づくり協会
公の施設の管理者	カリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 株式会社キューネット みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体、ハートリンク水俣 SFT共同企業体 九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体 熊本県営住宅管理センター共同企業体

3 監査対象年度 令和6年度（2024年度）

4 監査の主眼

熊本県監査基準に準拠し、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の管理者について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 補助金等交付団体
 - ・補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
 - ・補助等の効果は十分に達せられているか。
- (2) 出資団体
 - ・出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
 - ・組織の管理運営が適切に行われているか。
 - ・会計経理等が適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理者
 - ・管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
 - ・指定管理者制度実施の効果は表れているか。

5 監査の結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、監査基準第15条第2項第3号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項第3号

三 財政援助団体等監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(1) 指摘事項

監査対象団体名 (所管課)	監 査 の 結 果
学校法人九州ルーテル学院 (私学振興課)	<p>(時間外労働について)</p> <p>時間外勤務手当の支給について、次の課題がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署から時間外労働に係る割増賃金の支払について、是正勧告及び指導を受け、過年度分を支給している。</p> <p>(2) 中学校及び高等学校教諭に対する時間外勤務手当の支給及び支給期日に関する規定がない。</p> <p>労働基準法等に基づき、適正な労務管理を行うとともに、給与規程を改正するよう指導すること。</p>
学校法人八商学園 (私学振興課)	<p>(理事会への報告及び承認について)</p> <p>利益相反取引について、理事長は、法令に定める理事会への報告及び承認を得ていない。</p> <p>法令等に基づき、適正な組織運営を行うよう指導すること。</p>

監査対象団体名 (所管課)	監 査 の 結 果
学校法人八商学園 (私学振興課)	<p>(補助金の交付申請及び実績報告について)</p> <p>補助金の交付申請等について、次の課題がある。</p> <p>(1) 私立高等学校入学金減免補助金の交付対象とならない生徒について、法人から県に対し補助金を交付申請し、交付決定の通知を受け、実績報告を行っている。</p> <p>(2) 法人で定める入学金減免規定に沿った事務処理が行われていない。</p> <p>熊本県私立高等学校入学金減免補助金交付要項等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>
学校法人八商学園 (私学振興課)	<p>(経理規程について)</p> <p>前回の監査において、監査結果区分を「注意」とした次の課題について、今回の監査においても改善がなされていない。</p> <p>(1) 勘定科目処理規定が定められていない。</p> <p>(2) 手許現金について、限度額を超えた現金を取り扱っている。</p> <p>経理規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、規程の整備について指導すること。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事例に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの (3) 予算の執行又は財産管理等において、適性を欠くもの (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|--|

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認めるものである。